

## 20 「北海道廃棄物処理計画〔第4次〕」について

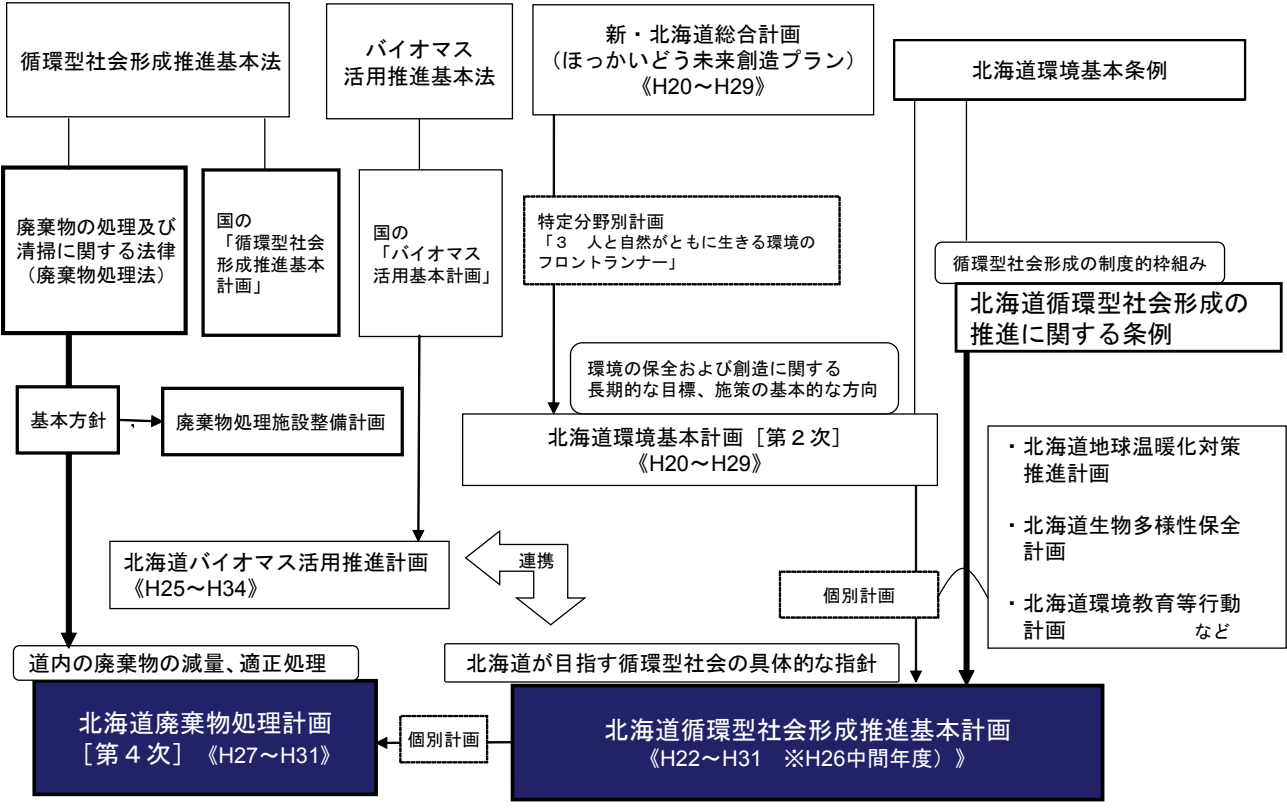
「北海道廃棄物処理計画」は、法第5条の5第1項に基づき、北海道の区域内における廃棄物の減量や適正処理に関する事項等を定めた計画です。

また、この計画は、「北海道循環型社会の形成の推進に関する条例」に基づき策定された「北海道循環型社会形成推進基本計画」における、廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用等に関する個別計画に位置づけられています。

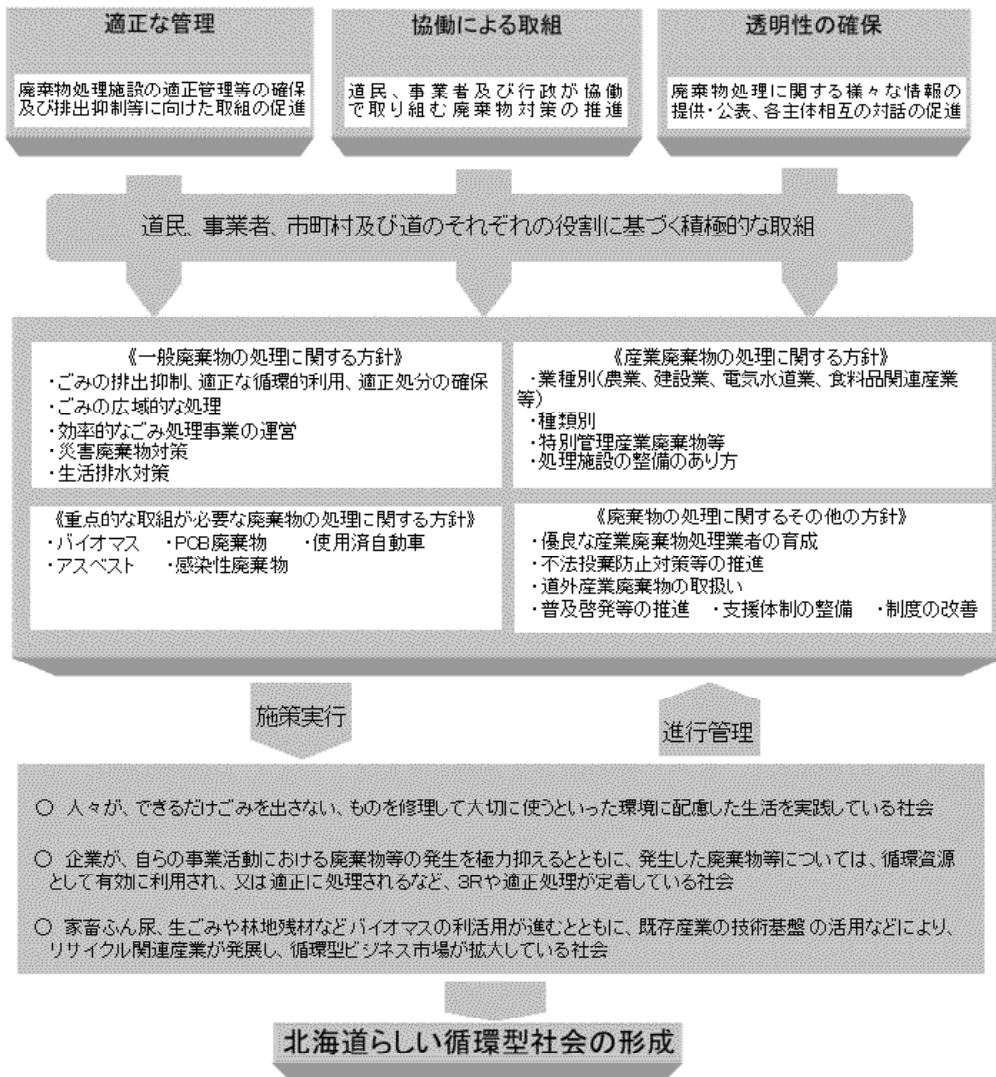
道では、平成13年度から3次に渡って計画を策定・推進しており、道民、NPO、事業者、関係機関等との取組とも相まって、道内の廃棄物の最終処分量の減少やバイオマスの利活用率の向上などの成果が得られています。

平成27年3月に策定した「北海道廃棄物処理計画〔第4次〕」では、平成31年度を目標年度として、産業廃棄物の処理に関する業種別や種類別の基本的な方向を示すとともに、廃棄物系バイオマスの地域特性に応じた適切な再生利用や、地球温暖化防止・省エネルギー等にも配慮した廃棄物処理施設の整備に向けた取組等を推進することとしています。

### 計画の位置付け（体系）



## 計画の概要



## 主な目標

区分		現状（平成24年度）	目標（平成31年度）
一般廃棄物	排出量	2,013千トン	1,800千トン(約11%削減)以下
	1人1日当たりのごみ排出量	1,004g/人・日	940g/人・日以下
	1人1日当たりの家庭ごみ排出量	622g/人・日	590g/人・日以下
	リサイクル率	23.6%	30%以上
	生ごみ利用率	8.5%	28%以上
	最終処分量	402千トン	290千トン(約28%削減)以下
	ダイオキシン類排出量	1g-TEQ/年	現状以下
最終処分場残余年数	19.0年分	20年程度	
産業廃棄物	排出量	38,752千トン	39,000千トン(現状程度)以下
	〃(動物のふん尿除く)	17,666千トン	18,000千トン(現状程度)以下
	再生利用率	55.2%	57%以上
	〃(動物のふん尿除く)	34.0%	36%以上
	最終処分量	721千トン	570千トン(約21%削減)以下
	ダイオキシン類排出量	0.5g-TEQ/年	現状以下
最終処分場残余年数	13.5年分	必要最終処分量の10年程度を確保	
焼却施設処理能力	286.5%	必要な処理能力を確保	
廃棄物系バイオマス利用率(排出量ベース：炭素換算量)		86%	88%以上
大規模不法投棄事案(投棄量が100トンを超えるもの)			発生ゼロ